

教育系大学・学部における
大学院の問題

昭和 49 年 11 月

国 立 大 学 協 会
教員養成制度特別委員会

目 次

まえがき	1
1. 教育系大学・学部の研究・教育条件と大学院	2
2. 教育系大学院ことに修士課程の役割	3
3. いわゆる新構想教育系大学院について	6
4. 教育系大学院における博士課程の問題	9
5. 教育系大学院の組織編成	10
6. 教育系大学院の編成組織上の問題点	13
a. 教育系大学院構想の画一性	13
b. いわゆる教科の専門の扱い方	14
c. よりひろくかつ自由な構成への配慮	15
d. 教育系大学院と附属学校および field	16
e. 既存の教育系博士課程大学院との関係	16
7. 教育系大学院における教員と学生	17
8. む す び	20

教育系大学・学部における大学院の問題

ま え が き

国立大学協会教員養成制度特別委員会は、昭和47年11月「教員養成制度に関する調査研究報告書」を公表した。この調査研究報告書はわが国の教員養成制度の現状と問題点を検討し、その基礎のうえに立つて今後の教員制度改善の方向を大学の立場で提案したものであるが、教員養成制度のふくむ諸問題のうち、「教育系大学・学部における大学院の問題」「教育系大学・学部の設置基準の問題」および「一般大学・学部と教員養成の関連に関する諸問題」などについては、さらに検討を加える必要が感じられたので、委員会はひきつづきそれらの問題にとりくみ、昭和49年6月まず「教育系大学・学部における大学院の問題」に関する報告書の前案をとりまとめた。ただしこの間、大学設置審議会基準分科会による大学院設置基準制定の作業がすすみ、昭和49年6月「大学院設置基準」および「学位規則の一部を改正する省令」が公布されたほか、とくに教育系大学院についてはいわゆる「新構想教育系大学院」案が教育職員養成審議会（昭和47年1月）、自民党文教制度調査会および文教部会（昭和47年7月）および新構想の教員養成大学等に関する調査会を中心に構想され、国立大学協会の立場で教育系大学・学部の大学院について見解をあきらかにしておくことが急務と考えられたからである。

本委員会の「教育系大学・学部における大学院の問題（案）」はその後全国立大学に配布され、各大学で熱心に討議された。そして本年9月末までに各大学からきわめて多数の意見が寄せられた。その大部分は原案を基本的に支持するものであったが、委員会はつぶさに各大学からの諸意見を検討し、原案に修正を加えた。このようにして成立したものがこの「教育系大学・学部における

大学院の問題」である。事柄の性質上、われわれ自身この報告書の内容が必ずしも充分なものであるとは思わない。しかし、上にも述べたように、その基本的部分は、ほとんど一致した全国立大学の志向に基礎をおくものである。またこの報告書は、昭和47年11月の「教員養成制度に関する調査研究報告書」と相補うものであり、本報告書とともに参考されることを希望する。

1、教育系大学・学部の研究・教育条件と大学院

教育系大学・学部に限らず、一般に現在の日本の大学ことに国立大学において大学院設置を要望する背景にはいくつかの理由がある。それらのうち、研究者の立場でもっとも関心のつよい事柄のひとつは、大学院設置を通じて「学部」レベルの研究・教育条件を改善し、大学間あるいは学部間の格差を解消しようとする期待である。大学院の問題を学部レベルの諸条件の改善ないし整備の手段として扱うことは正しくないが、一面においてこのような関心のあり方は、現在の日本の国立大学の組織・制度に対する率直な反応であるといえることができる。すなわち、現在の日本の国立大学では、ある学部には大学院がおかれているか否か、またそれが博士課程であるか、修士課程であるかによって、その学部の教官当積算校費、研究旅費などの基準単価に差異があるばかりでなく、教官定員、施設設備、さらには教官の待遇上においても格差がある。このような制度上の格差づけにもとづく制約をもっともつよくこうむっているのが教育系大学・学部であり、「調査研究報告書」でくわしく指摘したように、一般の新制大学教育系学部は、博士講座制、あるいは修士講座制の諸学部に比べて劣悪な研究・教育条件におかれているのみでなく、その基本的体制である「課程－学科目制」は本来教育課程の必要に応ずる組織として性格づけられ、研究上の要請に応える点では不十分である。こ

のような状況に対するひとつの反応として、よりよい研究・教育条件を指向して修士講座化あるいは博士講座化が要望されるのは、ある意味では当然であるといえるであろう。

しかしながら、事柄の本筋としては、学部レベルでの研究・教育条件の改善は、そのこと自体の問題として取扱われなくてはならない。すなわち、教育系大学・学部についていえば、新しい設置基準を整備し、現行の課程・学科科目制の欠陥を改めるとともに、大学・学部の人的・財政的・施設の条件を充実することが先決問題である。その際、それぞれの教育系大学・学部における個性的な研究創造の場として、研究施設、研究所、あるいはあたらしい形の研究組織の創設・整備をも検討すべきであり、さらには教育系大学・学部に対する科学研究費等の配分の改善についても考慮の必要があるであろう。これらの事柄は、大学院の設置とは本来別個に、それ自体推進されるべき事項であり、大学院の組織および機能はむしろこのような基盤整備を前提としてはじめて適切な位置づけが可能であるといわなければならない。

2、教育系大学院ことに修士課程の役割

教育系大学・学部における大学院問題の基本的事項は、第一義的には教育の課程ならびにその水準の問題である。この場合、問題となるのはまず修士課程であるが、教育系大学・学部における修士課程は、①教員養成の教育水準の問題として、②現職教育の問題として検討を要する。

前者に関しては「教員養成を大学においておこなう」という、戦後の教員養成の原点の再確認が根本であり、すなわち、現行の教育系大学・学部が名実ともに「大学」としての教育内容と水準とを実現しているか否か、あるいは実現しうるか否かが問題であろう。「大学」としての水準と内容とはいか

なるものを意味するかは画一的に定義しがたいが、少なくとも、それぞれの時代において自由に研究された諸学問の成果が、諸学問の原理にもとづいて教授されることが、「大学」の本質であるといつてよいであろう。制度としての教育課程は一定の年限、一定の教育の段階を以て区切られるが、事柄の本質としては「大学」はいわば無限の知的要求に応ずる場でなくてはならない。その意味では、それをひとつの教育課程として制度化するか否かは別として、「大学院」はもともと広義の「大学」の概念のなかに内在するというべきであろう。いいかえれば、制度的に「大学院」を教育課程として備える「大学」と、備えない「大学」とが格差づけられて存在するべきものではなく、「大学」である以上、「大学院」の可能性を少なくとも、潜在的に保有すべきことは当然であろう。本来学位授与権は「大学」の基本的属性のひとつであり、国際的に見ても学位授与権を欠く「大学」は例外的であるといわなければならない。「教員養成を大学においておこなう」というのは、このような意味での「大学」においてであることを想起する必要がある。

一方、現実の制度的側面から見ると、日本の国立大学の現状では、多くの分野に修士課程大学院が設置されており、そのことがまたそれらの分野の大学としての研究体制を支えているのであって、すでに日本の現実においても大学は制度的にも大学院をふくむものになりつつあるのである。この状況のなかで、教育系大学・学部のみ大学院設置を抑制するのは、教員養成の教育水準を再び相対的低位に固定し、「教員養成を大学においておこなう」という原則の本旨を裏切るおそれを生じているとしなければならない。

以上のように、「教員養成を大学でおこなう」という原則からすれば、その「大学」とは当然もっとも高次の研究・教育に耐えうる、本質的な意味での「大学」であるべきであり、わが国の大学制度の現状から見ても、それぞ

れの大学が自主的立場でそれを必要とするのであれば、当然大学院、少なくとも修士課程大学院の設置を制度的に許容しない理由はないと思われる。このことは、すべての教員免許の資格を修士課程修了に引き上げるということとは別問題である。教育系大学・学部教育の内容からいって、たとえば盲・聾・養護教育教員の養成のように、現行の学部レベルの教育課程では必ずしも完全を期しがたい領域があり、それらをふくめて、教員の基礎資格の検討はなお必要であると考えられるが、重要なことは教員養成が大学院の機能を実質的にふくむ、研究条件の十分ととのえられた場でおこなわれ、学生および現場の教師にとって、より高度の、あるいはより専門的な学習ならびに研究の道が、教育系大学・学部で保証されていなければならないということである。

このことから必然的に、現職教育の場としての大学院の問題が提起される。先の「調査研究報告書」においてのべたように、現職教育は制度的に保証されなくてはならず、またそれは本来大学がその責に任すべきものである。教育系大学・学部の大学院は、教育系大学・学部自体の研究機能をふかめ、学部教育を補完する場であると同時に、それは当然現職にある教師に開放されるべきものでなくてはならない。もちろん、現場の教師に対する大学院の開放は、教育系大学院だけの問題ではない。教師がさらにその学習と研究をふかめようとすれば、それぞれの関心と要求にしたがって、大学のいかなる学部学科およびその大学院においても勉強する機会が与えられるべきであり、教師の現職教育の場として「教育系大学院」のみを限定して構想するのは考え方において狭いといわなければならない。しかし、教職の専門にかかわる領域、すなわち、教育系大学・学部の大学院が、真の意味の現職教育にとって重要であることも言をまたない。

3、いわゆる新構想教育系大学院について

教育系大学・学部大学院が、現職教育において重要な意義をもつとするとき、これに関連してここにふれることを省略しえないのは、教員養成系に関わる大学院を、既存の教育系大学・学部と独立して別個に組織しようとする諸構想についてである。これらの構想のあるものは、「現職教員の研修を目的とする組織」として教育系修士課程大学院を限定し、それを既存の教育系大学・学部とは別個に、各ブロック毎に配置することを提案している。すなわち、昭和47年1月教育職員養成審議会建議「教員養成の改善方策について」、あるいは自民党文教制度調査会・文教部会「教員の養成、再教育並びに身分待遇の根本的改革について（中間報告）」（昭和47年7月）などである。たとえば教養審建議は、①この大学院は、教職においてすぐれた実績と能力を有する現職職員で、任命権者の推薦を得た者に対して、教育課程の教論、実際的な教育指導の方法、教科の専門的な事項、学校経営など教職に必要な高度の専門的研修を行わせることを主眼とする、②この大学院は、地域的な適正配置を考慮して、たとえばブロック毎に設置することとし、その地域内の教員養成を行なう大学や教育委員会などと密接な連携のもとに教育をおこなう必要がある、③修業年限は2年程度を標準とし、在学中の身分、給与の保障措置を講ずるほか、卒業者には上級免許状を授与するとともに、その処遇についても特別の措置を講ずることを検討する必要があるとしている。

これらの提案をうけて文部省は「新構想の教員養成大学等に関する調査会」を設置し、さらに具体的な検討を重ねた結果、同調査会は昭和49年5月「教員のための新しい大学・大学院について」と題する報告をまとめ、文部

次官に答申するとともにその内容を公表した。この報告において提案されているところは、上掲教養審中間報告と本質的に径庭はないが、①このいわゆる新構想教育系大学院（学校教育研究科）は、入学定員を400人程度とし、およそその2/3以上を現職の教育とすること、②教育学専攻、学校教育専攻、教科教育専攻、幼児教育専攻、心身障害児専攻などの相当数の専攻をおくこと、③大学院のみを独立して設置することなく、学部レベル（入学定員200人程度）を併設すること、④学部レベルは「初等教育課程」とし、小学校と幼稚園にまたがる初等教育全体について理解と能力を有する教員を養成すること、⑤教育実習を重視すること、⑥管理運営について新しい方式を採用すること、などがのべられている。

この調査会報告では、大学院に入学する現職教員の身分上の取扱いについては、「現職教員の大学院段階における学習・研究の機会が、その身分保障その他の面で制度的に確保されるような方策が検討されるべきである」としているのみで、教養審中間報告の表現をいわばやわらげており、また教育委員会等との関係についても「学外の有識者、特に当該地域の教育関係の諸機関又は教育関係者の、有効かつ適切な意見を、大学の運営に生かすとともに、教員の需給、現職教育、学生の実習など、大学とこれらの機関の協力を要する諸問題について、意志の疎通を図り、連絡協議するための機構を設けることとし、具体的な仕組みを検討する必要がある」とのべて一見慎重である。しかし、われわれはこのいわゆる新構想教育系大学院が、結局教養審中間報告に表現されたように、任命権者の推薦を必須の入学資格の前提とし、その修了者を特別に優遇し、各ブロック毎に配置されて教育委員会等と密接に連絡するなどの措置の結果、教員人事行政の手段と化し、大学としての本来の性格をうしなって、一種の教員研修所に墮することを依然として懸念せ

ざるを得ない。

それとともに、重要な問題のひとつは、この新構想 教員大学・大学院と既設の教育系大学・学部との関係である。調査会報告は特に章をさいて「既設の教員養成大学・学部等との連携の下に設置する大学院についての考え方」に言及し、「教員のための大学院大学の構想の推進と併行して、既設の教員養成大学・学部の教官組織、施設設備等の充実のため、特段の配慮を行なうとともに、これらの大学学部で内容の充実し、体制の整ったものとの連携の下に、上記の新しい構想の趣旨を取り入れた大学院を設置していくことも考慮されるべきである」としている。さらにこの章の後段では「既設の教員養成大学・学部で、その内容、体制が十分整備されたものについて、上記の新しい構想の趣旨を取り入れた大学院を設置する方策がとられるべきことは言うまでもない」とも述べているが、それに引きつづいて、「しかしながら、教員養成大学・学部の現状から見て、ここ当分の間は(1)の方式(すなわち、教員養成大学・学部大学院を設置すること)のみでは実効を期し難い」と断定し、①学内の他の部局の協力を得て大学院を設置する方式、②他大学の協力を得て大学院を設置する方式、③数大学の共同により独立大学院を設置する方式などを提案している。「教員のための新しい大学・大学院」がどの程度の教官組織、予算を与えられるものかは全く明らかにされていないので、既設教員養成大学・学部の現状と比較することは不可能であるが、これらの記述および提案からは、少なくとも「ここ当分の間」新旧教育系大学・学部の間に、ある格差が現出し、しかもそれが状況によっては固定されるおそれなしとしないのではないと思われる。万一、「教員のための新しい大学・大学院」がいわば特別の位置を獲得し、一方既設の教育系大学・学部が、それと別個のいわば下部機構として位置づけられるときことがあるとすれば、

その弊はきわめて深刻なものたらざるを得ないと思われる。

調査会報告は終始「新構想」を強調しているが、どのような点が「新しい」かも点検を要する問題である。報告書から看取される限り、新大学院の専攻分野、その内容、カリキュラムについて格別あたらしい構想は見当らない。教育実習の場としての附属学校等のあり方についても何ら改革は考慮されていないようである。施設や若干の技術面である種の新しさは示唆されているが、教育内容の原理や、現職教育の意味づけにおいては、むしろ陳腐の印象すら与えられる。辛うじて「新構想」とよび得るものがあるとすれば、新大学の学部教育を「初等教育課程」に限ったことと、大学の管理運営上特別の措置を加えていることなどの点であるが、それらはむしろ政策的色合いのつよい事柄であり、新構想というよりもむしろ問題点というべきであろう。少なくとも、現行の教育系大学・学部の本質的かつ自主的な改善整備に優先して、この「新しい大学・大学院」を新設し、整備する必然性について調査報告書が十分な説得性を備えているということはできない。われわれは今後この構想の成行に重大な関心を払うものである。

4、教育系大学院における博士課程の問題

教育系大学院における博士課程の問題は、新制大学一般における博士課程の問題と同様の根本的課題をふくむものである。すでにのべたように、われわれは「大学」が本質的に無限の知的要求に応じるべき創造的研究の場であると考え、博士課程大学、修士課程大学、一般大学を制度的に固定し、大学間に格差を容認するところの、いわゆる大学の傾斜的構造を否定する。その意味で、教育系大学院における博士課程の設置もそれを制度的に制約する本質的な根拠はなく、くりかえして指摘するように、教育系大学・学部

おいてもつねにより高度の研究教育の可能性をみとめるべきであると考える。教育系ことに教員養成系大学院を修士課程に限ろうとする考え方は、教育系大学・学部における学問研究の意味とその将来への発展を理解しない偏見であるといわなくてはならない。しかし、博士課程大学院の必要かつ適切な学生数の観点からいっても、また多くの教育系大学・学部の現実の研究体制からいっても、差し当っては博士課程大学院の基盤たるべき研究組織および条件の整備が一般には先決問題であるというべきであり、修士課程の設置とそれとともに諸要件の改善を計画的に推進すると同時に、それぞれの教育系大学・学部に関係する研究施設、研究センター、研究所の育成につとめることが望ましいと考えられる。その際既存の教育系博士課程との関係についても交流、協力、交換の促進の方向で調整する努力が必要であろう。

5、教育系大学院の組織編成

教育系大学・学部における大学院がさしあたって修士課程に焦点をおき、その体制は「大学院」をふくむ「大学」として学部レベルにおける教育および研究組織と相関するべきものであるとすると、教育系大学・学部の実情に即してどのような大学院の編成が可能であるかが問題となる。一般に、それは本来必ずしも画一的であることを要せず、それぞれの大学の自主性にもとづき、それぞれ特色を備えるものであって差支えなく、また単科の教育大学の場合と、総合大学における教育学部の場合とでおのずから差異を生ずることも当然であると考えられる。研究組織と教育上のカリキュラムはもとより対応すべきものであるが、それにも相当の自由度が与えられて然るべきものであろう。

本委員会が調査しえたところによれば、これまで国立の教育系大学・学部

あるいはそれらの関係団体において構想提案されている教育系大学院（主として修士課程に焦点をおく）の組織編成案には若干のパターンがある。そのひとつは、基本的に「教育学」と「教科教育学」を柱とする構成で、たとえば、K大学案では専攻を「教育学専攻」と「教科教育学専攻」とし、前者には教育原理、教育方法学、教育心理学、教育衛生学、特殊教育の諸講座が、後者には英語科教育、社会科教育、理科教育、応用科学教育、体育教育の諸講座がおかれることになっている。応用科学教育とは現行の木材加工、電気、機械、農業、水産、食物学、被服学などの学科目に対応するものである。日本教育大学協会「教員養成の改善案」に示されたものも「教育学専攻」に代えて「学校教育学専攻」の名称を用いているが根本的には同様に、「学校教育学専攻」には教育学、教育心理学、道德教育、幼児教育などがふくまれ、「教科教育学専攻」は、それぞれの分野の教科教育学科目から構成される。この編成方式をさらに拡大したものとして、学校教育学専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、英語教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、家政教育専攻をおき、それぞれに授業科目を配する東京学芸大学型の構成がある。同様に「教育学」または「学校教育学」と「教科教育学」を主幹におきながら、学部レベルの学科目の編成との相即に必ずしもとらわれない計画の一例として、たとえばO大学案では、教育心理専攻、言語教育専攻、生活教育専攻、理数科教育専攻、芸術体育教育専攻から大学院を構成することになっている。教育心理専攻には学習指導論および生活指導論の二学科を配し、言語教育専攻には言語教育学、語学文学の二学科、生活教育専攻には生活文化史、生活科学基礎論、生活技術論の諸学科、理数科教育専攻には自然科学、数学の二学科、芸術体育専攻には音楽教育学、造形教育学および保健体育教育学が配されている。またH大学

「学校教育研究科」案では、学校教育学専攻（教育学、教育心理学、教科外活動）言語・文芸教育学専攻（国語教育、外国語教育）社会認識教育学専攻（社会認識教育）数教教育学専攻（学校数学）自然認識教育学専攻（物質科学教育、生命・地球科学専攻）芸術・表現教育学専攻（学校音楽、美術教育）健康・生活教育学専攻（学校体育、技術教育、家庭生活教育）障害児教育学専攻（障害児教育）幼児教育学専攻（幼児教育）の9専攻と学校教育論総合演習以下、学習指導、生活指導、教科外活動、幼年教育、教育機器等の6総合演習（共通総合科目）とから大学院が構成されることとなっている。

以上のように、教育学、教科教育学の二系列にしたがって大学院の組織編成を構想するパターンに対して、初等教育と中等教育のそれぞれで研究・教育の内容がことなることに着目し、大学院における専攻を初等教育専攻と中等教育専攻とに区分し、それぞれに講座あるいは学科目を配置する考えもある。H大学の別の試案のひとつによると、その「小学校教育専攻」は、文化科学教育（国語科内容学、小学校国語教育、社会科内容学、小学校社会科教育）、自然科学教育（算数科内容学、小学校算数科教育、理科内容学、小学校理科教育）、芸能科学教育（図面工作内容学、小学校図面工作科教育、音楽科内容学、小学校音楽科教育、体育科内容学、小学校体育教育、家庭科内容学、小学校家庭科教育）、児童教育学（児童教育学、児童教育心理学、児童心理学）の4専攻と、共通講座として人間学（情報認識教育論、環境科学教育論、情報教育論、児童活動教育論）とから構成される。

教育系大学・学部における大学院の主要な機能は、いわば臨床的ともいうべき、教育的実践活動に即しての教育の学の創出にあるという立場から「現職教育」に重点をおいて構想されたものに、M大学「現職教育研究科修士課程」案がある。この大学院は、初等・中等学校の現職教員として2～3年以

上の経験をもつ者を学生として入学せしめる2年の課程で、その教員組織は、臨床教育研究部門（教授学系、人文・社会・自然系、芸術・体育系、特殊教育系）、基礎教育研究部門（言語の科学、社会の科学、自然・数理の科学、生活・表現の科学）、教育教養研究部門（芸術・哲学、発声・演技、児童の文化）の三部門から成り、それぞれの部門には3～4の研究班がおかれる。また臨床研究をふかめるため、それぞれ性格・目的を異にするふたつの大学院附属学校がつくられることになっている。

6、教育系大学院の編成組織上の問題点

a. 教育系大学院構想の画一性

以上教育系大学院（教員養成を主たる目的とする大学教育学部および単科教育大学に設置されるべき大学院）に関する諸提案を通覧すると、M大学案およびH大学案など、さまざまに苦心検討の跡がうかがわれる一面、基本的にはかなり画一的な傾向を必ずしもまぬがれていない。その画一性はもともと昭和21年教育刷新委員会が「教員の養成は、総合大学および単科大学に教育学科をおいて行う」ことを定めた際、「教育学科」とは「教育学」および「心理学」を中心に構成されるものとされ、教員養成系大学・学部は、これにその他の専門の学科を配する形で形成されて来たことに由来するといえることができるであろう。また教員免許の要件をみたす必要もあって、わが国の教育系大学・学部の構成が課程—学科目制のなかで画一化を増して来たことも事実である。それゆえ、このような学部レベルの構造をそのまま大学院に投影すれば、大学院の構成もまたある程度画一化するをまぬがれないが、大学院については、各大学により自由な、かつより個性的な構想を許容すべきであると思われる。

Ⅱ. いわゆる教科の専門の扱い方

教育系大学院構想における問題のひとつは、いわゆる教科の専門の取扱いである。教科の諸専門は、ややもすればそれぞれの専門学そのものとその研究の態度および内容においてほとんど区別しがたくなる傾向があり、その場合教育の研究としてそれを性格づけ、位置づける立場があいまいであれば、それらの諸分野は実質的にそれぞれの専門分野諸学部の大学院における研究ないし教育と同内容の観を呈するであろう。そしてそれが、「教育系大学院」のなかに存在する必然性について、しばしば疑問が提出されることもありうるのである。教育系大学・学部ならびに大学院の立場で教科の諸専門は「教科教育学」として、教育学の体系に位置づけられるべきものであり、「教科教育学」の概念、範ちゅうおよび内容の深化は今後の重要な課題のひとつであると思われる。

一方、この諸教科の専門の問題は教育系大学院と他の専門分野の大学院との相関にかかわり、教育系大学院の総合大学における位置づけにもかかわる問題である。単科の教育系大学においては、それぞれの専門諸学の研究をふかめるべく、その大学が必要とみとめる人文科学、社会科学、自然科学等の専門学の講座または研究組織をおくことを排除すべきではない。総合大学においても学部数が少なく、諸専門分野ことに基礎的な人文科学、社会科学、自然科学の学部ないし研究組織を欠く大学では、教育系大学院にそれらの分野の研究の場がおかれるべく考慮されてよいと思われる。また基礎的専門分野の諸学部を擁する総合大学においては、むしろ学部間、諸研究科間の協力、交流をふかめる方向で、教育系大学院における教科専門にかかわる部分をより充実すべく構想することが望ましい。けだし、教員の養成を能うべくんば総合大学においておこなうという理想からも、そ

れは当然の事柄である。

c. よりひろくかつ自由な構成への配慮

教育学・心理学・教科教育学が、教育系大学院の主要素をなすことは、上にものべたようにわが国の教育系大学・学部の歴史と現状に即して当然であるとしても、諸外国の教育系大学院ないし研究体制にはよりひろくかつ自由な構成が見受けられるのであり、このこともこの際留意に価いするのではないかと思われる。たとえば、大学院レベルに重点をおく Colombia 大学 Teachers College は数個の institutes から構成されるが、それらは、Institute of Administrative Research, Institutes of Field Sciences, Institutes of Educational Technology, Institutes for the Education of the Handicapped, Mental Retardation Center, Curriculum Service Center などをふくむ。また Langefeld 教授の主宰する ユトレヒト大学教育学研究所の 10 部門のなかには、Educational help to child and family in conflict, Social context of the child's life, Education and development, Adult problemあるいは Delinquent prevention and help などの諸分野が見出される。これらはわずかの引用であるが、わが国の教育系大学院においても教育政策、学校経営、教育統計、発達障害、学校と家庭、学校と社会、学校の施設と設計、児童と社会環境などさらに多面的かつ自由なプロジェクトの選択が考慮される必要があり、さらには平和教育、国際理解教育などの諸領域の基礎的研究も当然考慮されるべきであろう。また、医学、生物学、経済学、法律学、社会学あるいは工学などの諸分野との積極的な学際的研究の開発もより重視されなくてはならない。教育という仕事の複雑さ、多面的機能を考えれば、教育系研

究体制自体にダイナミズムをある程度保有するとともに、他の専門分野との協同をより拡大するべく具体的な設計を要するのである。

d. 教育系大学院と附属学校および field

教育系大学院のひとつの重要な機能が、教員養成の補完および現職教育にあるとすると、上述の学問的研究の多面的な深化と平行して実験的・実習的研究、いわば教育学における臨床的研究の深化が配慮されなくてはならない。

この点について特に積極的な関心をはらっているのは上掲 M 大学案であるが、われわれはすでに昭和 47 年の「教員養成制度に関する調査研究報告書」において「附属学校」の問題に言及し（同報告書 68 ページ以下）、附属学校を文字通り「教育の理論及び実態を研究する学校」「教育理論を実証する学校」たらしめるべく、制度的にはたとえば医学部附属病院のパターンに準じて改善整備することを提案した。教育系大学院の拡充整備にあたって附属学校を正しく位置づけ、それを学部教育のみならず大学院における研究および教育のための場たらしめることはきわめて重要である。また普通附属学校のみでなく養護学校、盲学校、聾学校あるいは特に計画された諸実験学校を考慮する必要もあり、種々の教育・福祉施設、小児病院その他の社会的分野との協力関係をより密ならしめることも検討されるべきであろう。

e. 既存の教育系博士課程大学院との関係

新制大学における教育系大学院を整備するに当って留意すべき事柄のひとつは、旧帝国大学、旧文理科大学に既設されている教育系大学院との関係である。これらの大学院は、修士課程のみでなく博士課程をも備え、教育哲学、教育史、教育社会学、社会教育学、教育制度学、教育行財政学、比較教育学、

教育心理学、あるいはさらに障害児教育、保健体育などの諸講座を擁し、大学によって若干構成に差異はあるが、ほぼ教育学の全領域にわたって研究と教育をおこなって来た。それは必ずしも「学校教育」に対象を限定せず、より広義の教育問題を扱い、その研究教育活動は主として「学校教育」に重点をおく教員養成系大学・学部比べよりひろい領域にわたっているといえることができるが、もとより「教育」の科学の研究において両者は根本的に共通協同すべきものである。それゆえ、いわゆる教員養成系大学・学部大学院を整備するにあたっては、以上のような観点から、既存の教育系博士課程大学院（これはいうまでもなく、すでにおよそ各ブロックにひとつずつ配置されている）との密接な協同・交流を計画すべきである。しかも既存の教育系博士課程もなお補強、改革すべき点を多くもっている実情であるから、教育系大学・学部の協力のもとに、これをさらに充実整備する努力が必要である。

7、教育系大学院における教員と学生

昭和49年6月の「大学院設置基準」によると、学生定員は「教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定める」とされ、従来に比べてより弾力的に扱われることとなった。また昭和49年9月「大学院設置審査基準要項」によると、学生の収容定員は、修士課程についていえば、この課程の研究指導及び講義担当適格者（いわゆるM(合)）1人について人文・社会系20人、自然科学系14人とされている。実際の学生定員はひとつの専攻についての④教員の最低必要数に応じて決まるので、専攻のたて方、それぞれの専攻についての最低教員組織と相関することとなるが、教育系大学院についていえば、学生数がある程度まで実情に即して弾力

的に扱う反面、大学院の水準の維持のため、学生数、教員組織の双方に関していたずらに便宜的な措置に堕するべきではない。修業年限、修業形態についても必ずしも形式的に固定するべきでないと思われるが、それが教育系大学院の教育内容、研究内容の低下につながることをないように十分な配慮が不可欠である。

教育系大学院と他の専門分野の大学院との協同交流の重要性についてはすでに指摘した通りであるが、それを具体化するため、学生が他専門学部大学院で聴講および研究することの可能性を大幅に拡大し、他大学ないし他学部大学院との単位互換性を積極的に促進する必要があると考えられる。このことはまた学生のみならず教員の交流によっても強化されることが望ましい。その場合、教育系大学院が他学部あるいは他大学の教員を受入れるのみでなく、教育系学部の教員がその研究の領域によっては、他学部の大学院を受持つことも当然実現されて然るべきであり、それによって教育系学部における教科の専門の研究に資することが可能となり、学際的領域の研究の振興もまたより具体化しうらと思われる。

現職教育としての現職教員の大学院への受入れに当っては、ややもすれば人事管理的側面のみからの関心が強調されるきらいがあるが、根本の問題は「教員養成制度に関する調査研究報告書」（同報告書76ページ以下）にもすでに指摘したように、教員の自発的な研究ないし大学院への進学がより十分に保証されるための諸条件の改善と整備にあるといわなければならない。たとえば、大学院学生に対して貸与される日本育英会奨学金は、小学校教員に就職した場合には返還の猶予または免除はみとめられていない。このことが既設の教育系大学院修了者の小学校への就職を妨けているひとつの理由である。

また現職教育が教育系大学院のひとつの機能であることは上にもたびたびふれた通りであるが、教育系大学院の目的のすべてが狭義の現職教育にあるのでないことはいうまでもなく、さらに、現職教育の場は教育系大学院に限定されるべきものでもない。われわれは「教員養成制度に関する調査研究報告書」において、大学が現職教育にとりくむための組織として、たとえば「教育研修センター」のごとき機関の設置を考慮する必要があることを提案したが（同報告書80ページ）、それにより、現職教育と、大学・大学院の本来の機能とが有効に調整されることがのぞましい。

教員組織については原則として学部レベルのすべての教員が大学院における研究教育に関与しうる体制であることが望ましい。しかし、いわゆる課程－学科目制の教員組織で、学部レベルの授業科目に即応して教員組織が規定される方式では、到底大学院における教育研究の負担をもになうことは不可能であり、教育系大学・学部の全体的な capacity の増大が不可欠である。

その意味で、教育組織については、すでに学部レベルをふくめて大幅な改善が必要であり、教員組織のあり方としての課程・学科目制の廃止ないし改善、あたらしい組織の開発、研究センター、研究所、研究施設の増設、整備等をふくめて、現行の教育系大学・学部の強化は、教育系大学院設置の当然の前提であるといわなければならない。それとともに、現行財政制度、定員基準の抜本的な改正をおこなう必要があるが、それらの点について本委員会では「教育系大学・学部の設置基準の問題」として目下提案を検討中である。

8、む す び

以上われわれは、前回の「教員養成制度に関する調査研究報告書」をうけて、教育系大学院のあり方に関し若干とりまとめ得たところを報告した。も

もとより極めて不完全なものであるが、この報告をひとつの資料として各大学がそれぞれ教育系大学院に関する構想をさらにすすめ、また大学間での討議が促されて、よりよき教育・研究の場が実現することを望んでやまない。また政府・文部省は戦後 25 年にわたる教育系大学・学部の歴史、その現状を十分認識し、虚心に教育現場の実態を洞察して、近視的対策発想にとらわれることなく、事態の改善のための衆議に耳をかたむけ、教育の大計をあやまらないよう戒心すべきであろうと思われる。